

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十七号

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車所有者等 自転車の所有者又は自転車の所有者がその利用者でない場合にあっては、その利用者をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 交通安全団体 交通安全に関する啓発等の活動を行う団体をいう。
- 五 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 六 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 八 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

（県の責務）

第三条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとする。

（自転車所有者等の責務）

第四条 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

（県民の役割）

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（交通安全団体の役割）

第七条 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民に対する自転車交通安全教育）

第八条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における自転車交通安全教育）

第九条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならない。

（保護者による自転車交通安全教育）

第十条 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めなければならない。

（事業者による自転車交通安全教育）

第十一条 事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めなければならない。

（自転車の点検及び整備）

第十二条 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）その他の自転車を事業の用に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

2 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

（高齢者の乗車用ヘルメットの着用）

第十三条 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下同じ。）は、乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体の被害の防止等に有用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等の加入等）

第十四条 自転車の所有者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

2 自転車の利用者（未成年者を除く。）は、前項の規定による所有者の自転車損害賠償責任保険等により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合にあっては、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

3 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損

害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

5 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないものとし、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、自転車損害賠償責任保険等に参加することを要しない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第十五条 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入する者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の場合において、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するように努めなければならない。

3 事業者は、従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（情報の提供等）

第十六条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、

自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十五条までの規定は、令和二年四月一日から施行する。